

## 4 履修条件

### 【2年次前期の履修条件】

1年次に開講される専門科目の単位を全て修得していない場合は、2年次に開講される専門科目を履修することができない。

### 【2年次後期の履修条件】

- ①「歯科予防処置論Ⅰ」及び「歯科予防処置実習Ⅰ」の単位を修得していない場合は、「歯科予防処置論Ⅱ」及び「歯科予防処置実習Ⅱ」を履修することができない。
- ②「歯科保健指導論Ⅰ」及び「歯科保健指導実習Ⅰ」の単位を修得していない場合は、「歯科保健指導論Ⅱ」及び「歯科保健指導実習Ⅱ」を履修することができない。
- ③「歯科診療補助論Ⅰ・Ⅱ」及び「歯科診療補助実習Ⅰ・Ⅱ」の単位を修得していない場合は、「歯科診療補助実習Ⅲ」を履修することができない。

### 【臨床臨地実習を行うための条件】

1年次に実施される「マナー講座Ⅰ」と2年次前期に実施される「マナー講座Ⅱ」の修了認定及び修了見込みを受けていない者は、2年次後期に実施される「客観的臨床能力試験（OSCE）」を受験することができない。

（2022年度入学生のみ）

2年次後期に実施される「客観的臨床能力試験（OSCE）」に合格していない者は、3年次前期から始まる「臨床臨地実習」を行うことができない。

※原則、「客観的臨床能力試験（OSCE）」の欠席は認めない。欠席する場合は、必ずOSCE担当教員へ事前に申し出ること。

ただし、以下①～⑦による欠席については、併せて欠席理由を証明する書類をOSCE担当教員へ提出すること。（急な欠席となる場合もできるだけ迅速に申し出ること。）

#### 【理由証明が必要な欠席理由】

- ① 父母、祖父母、兄弟、姉妹 に不幸があった場合：会葬礼状等
- ② 傷病：診断書
- ③ 学校保健安全法施行規則第18条に定められた感染症にかかった場合：  
診断書（発症日及び治癒までにかかった期間が判断できるもの）
- ④ 交通機関の遅れ：遅延証明書
- ⑤ 就職採用試験（会社訪問、説明会を除く。）：採用試験通知
- ⑥ 社会人学生の出張：出張証明書（社印又は公印が必要）
- ⑦ 裁判員等に選任され裁判所に向いた場合：裁判所が発行する証明書類

3年次前期に開講される「口腔保健学臨床臨地実習Ⅰ」の単位を修得していない者は、3年次後期に開講される「口腔保健学臨床臨地実習Ⅱ」を履修することができない。

3年次後期に開講される「口腔保健学臨床臨地実習Ⅱ」の単位を修得していない者は、4年次前期に開講される「口腔保健学臨床臨地実習Ⅲ」を履修することができない。

### 【3年次前期の履修条件】

2年次までに開講される専門科目の単位を全て修得していない場合は、3年次に開講される専門科目を履修することができない。

### 【4年次前期の履修条件】

3年次までに開講される専門科目の単位を全て修得していない場合は、4年次に開講される専門科目を履修することができない。

## 5 クラス担任制

専任教員による担任制度を設け、履修指導、進路指導及び生活指導等を含め幅広くきめ細かい指導・相談体制を構築します。

## 6 社会福祉主事について

保健医療学部口腔保健学科の卒業要件を満たした者に対して、社会福祉主事となる資格を有することの証明書を発行します。

証明書の交付に係る詳細については、掲示等で告知します。

また、本資格の詳細については、厚生労働省のホームページで確認してください。

**参考** 厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi1/shakai-kaigo-fukushi9.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi1/shakai-kaigo-fukushi9.html)